

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

滋賀県甲賀市の人口は、令和7年1月現在、87,628人であり、15歳から64歳までの生産年齢人口は総人口の59%にあたる51,414人となっているが、今後20年で生産年齢人口は、12,000人減少すると推計されている。

令和3年経済センサスによると、甲賀市における事業所数は4,133事業所あるが、従業員規模が30人以下の事業所は3,765事業所(91%)であることから多くの事業所は中小規模の事業所となっている。

業種別に見ると、製造業の事業所は657事業所(15.9%)あり、従業員数は16,541人(33.6%)を占めている。

工業統計によると製造品出荷額等が、17年連続して県内1位を誇っており、令和4年には1兆935億円となっている。

令和6年12月における甲賀公共職業安定所における有効求人倍率は1.07となっている。

本市の中小企業においては、原材料やエネルギー価格の高騰など経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、特に人手不足や後継者不足等の課題に直面している。

以上のことから、今後、人口減少局面において、更に持続的に地域経済を発展させていくには、多くの中小企業の設備投資を促し、生産性を向上させることが必要である。

(2) 目標

将来の生産年齢人口の減少は人手不足を招き、国内市場の縮小、経済のグローバル化等の影響により、企業立地の低迷や企業流出が懸念される。雇用の場の喪失は更なる人口減少を招く恐れがあることから、市内企業の生産性向上により人手不足を解消し、幅広い産業の育成を図る必要がある。

これを実現するための目標として、2年間の計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

甲賀市の強みである製造業の生産性を向上させることは極めて重要であるが、経済のグローバル化等、製造業を取り巻く状況を鑑み、製造業以外の稼ぐ力を強化する必要があることから、全産業における中小企業の実産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

甲賀市の人口減少に歯止めをかけ、持続的な地域経済の発展を進めるためには、市内の雇用の場を確保することが必要不可欠であり、市内に広く立地する事業所の持続的な発展を促すため、甲賀市全体を対象地域とする。

（２）対象業種・事業

甲賀市の産業は、製造業のみならず、豊かな自然、甲賀流忍者、信楽焼といった地域資源を活かした農業や観光等の多種多様な業種が甲賀市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の実産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業を対象とする

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画は、市内における人口減少対策が最終的な目標であることから、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。